

# 第1章

## 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

社会経済情勢や環境の変化に伴う「ライフスタイル」の変化により、食生活をめぐる環境も大きく変化しています。その影響により、「食」をめぐる問題が顕在化してきています。例えば、「食」を大切にすの心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、悪性新生物などの生活習慣病の増加、過度の瘦身志向、「食」の安全上の問題の発生、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失などが挙げられます。

こうした背景から、国では平成17年7月「食育基本法」を制定し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定しました。この「食育基本法」や「食育推進基本計画」は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的としたものです。

これを受け、愛知県は、平成18年11月に「愛知県食育推進計画～あいち食育いきいきプラン～」を策定し、県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活ができるよう、関係者・団体等と連携しながら、様々な体験を通じた食育を進めています。

#### 食育基本法における「食育」の位置付け

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

わかりやすく言えば、食育とは、市民が健康的な生活を送るために、自らの食について考える習慣や食に関するあらゆる知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みのことをいいます。

生活習慣病...「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾病群」のこと。脂質異常症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、高尿酸血症、循環器疾患、肝臓疾患等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺傳的素因、加齡の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣や食生活の改善により様々な病気の発症や進行を予防することができる。

「食育推進基本計画」では、食育を総合的に促進していくための、基本的な方針と具体的な事項を示し、取り組みを推進しています。

基本  
的  
方  
針

- 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 食に関する感謝の念と理解
- 食育推進運動の展開
- 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 食品の安全性の確保等における食育の役割

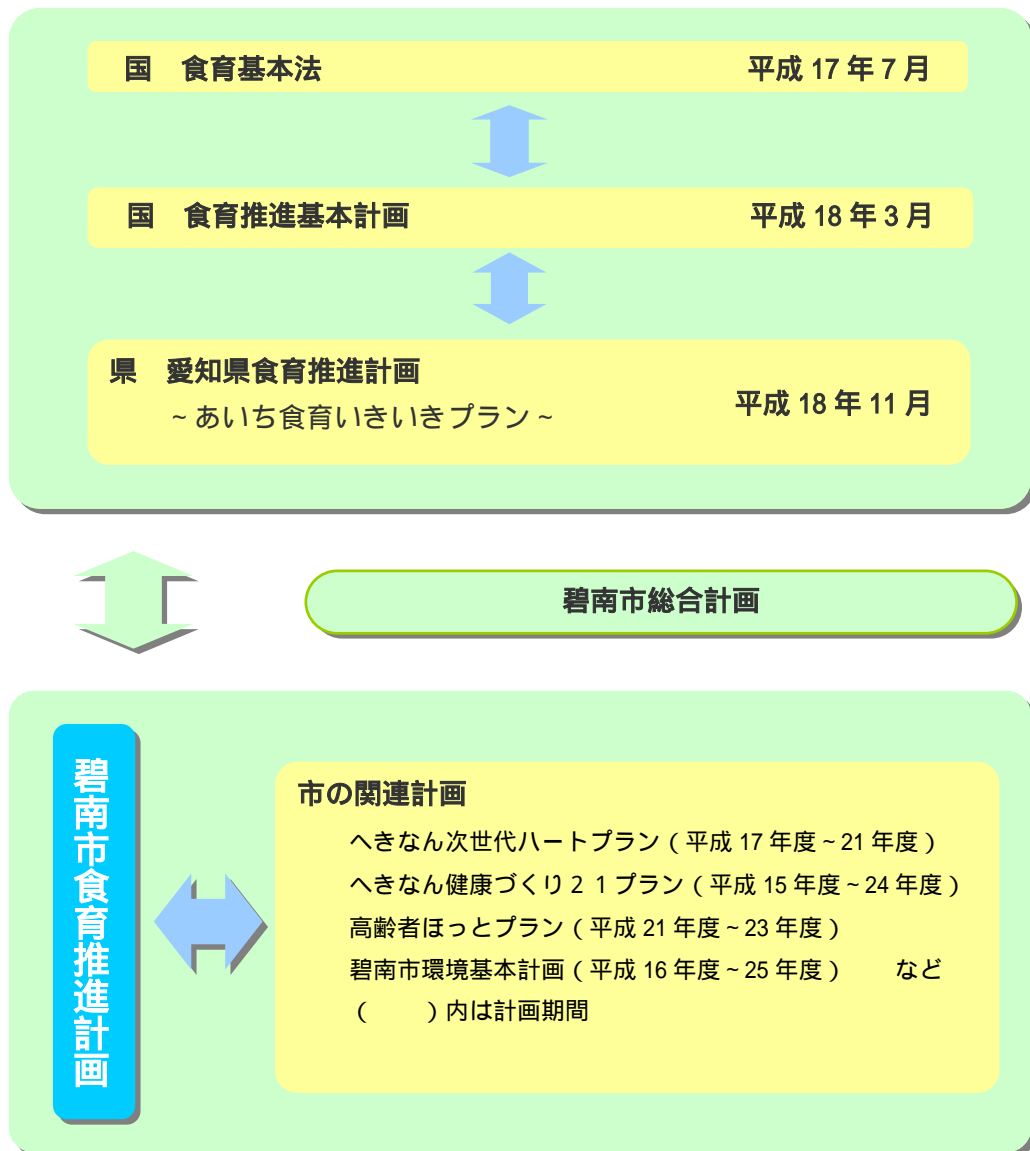
## 2 計画策定の目的・・・めざす姿

本市においても、市民一人ひとりが健やかで心豊かに生きるために、こうした「食」をめぐる問題に取り組むことが求められています。そのため、家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、事業者も取り込んだ、地域に根ざした独自の取り組みを推進していく必要があります。

本計画は、市民が生涯にわたって健やかで心豊かな生活を送ることができるよう、自らの食について考える習慣や食に関するあらゆる知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みをまとめ、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### 3 計画の位置付け

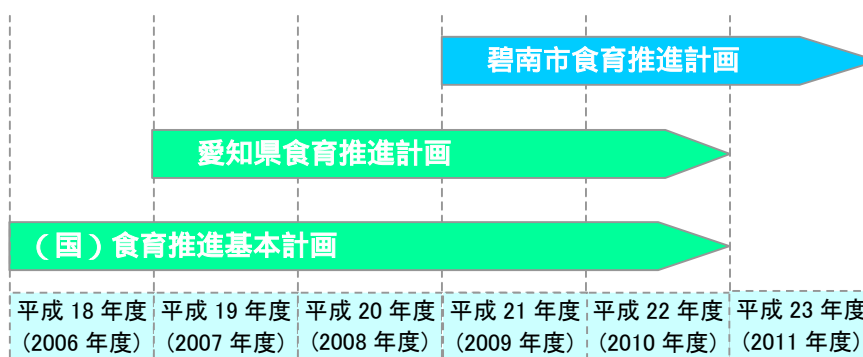
本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画です。同時に、「碧南市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合性を十分に図るものとしします。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

計画期間の設定にあたっては、国、愛知県の計画期間が平成22年度までとなっており、本市では、国、愛知県の評価・検証に基づいて、計画の見直しを行うものとし、平成23年度までを計画期間とします。



## 5 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者などにより構成された「碧南市食育推進会議」及び市内の関係各課で構成された「碧南市食育推進部会」において、審議検討を行いました。また、市民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

## 6 推進体制

食育は、市民の生活の基本に関わるものであるため、その推進に当たっては、市民の十分な理解と主体的な参加が不可欠です。

そして、食育を全市的な取り組みとするため、市民のみならず関係機関・団体や行政がそれぞれの役割を明らかにし、互いに連携し、総合的な推進を図っていきます。

また、計画の推進にあたり、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者などで構成される碧南市食育推進会議においては、計画の推進及び評価を行います。また、庁内関係部局において、各年度に各事業の進捗状況を評価・検証し、より実行性のある事業展開を行います。

### (1) 市民の役割

食育を推進していくのは、市民一人ひとりです。食についての関心を持ち、自らが食に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたり、健康的な食生活を実践していくことが求められます。

また、地域社会の一員として、市民が相互に食育に対する理解を深め、支え合うとともに、関係機関・団体や行政と協力し、地域全体で食育に取り組んでいくよう努めていく必要があります。

### (2) 関係機関・団体の役割

食育の関係機関・団体には、生産者、食品関係事業者や消費者をはじめとして自主的な活動をする市民などをメンバーとした様々な組織があります。

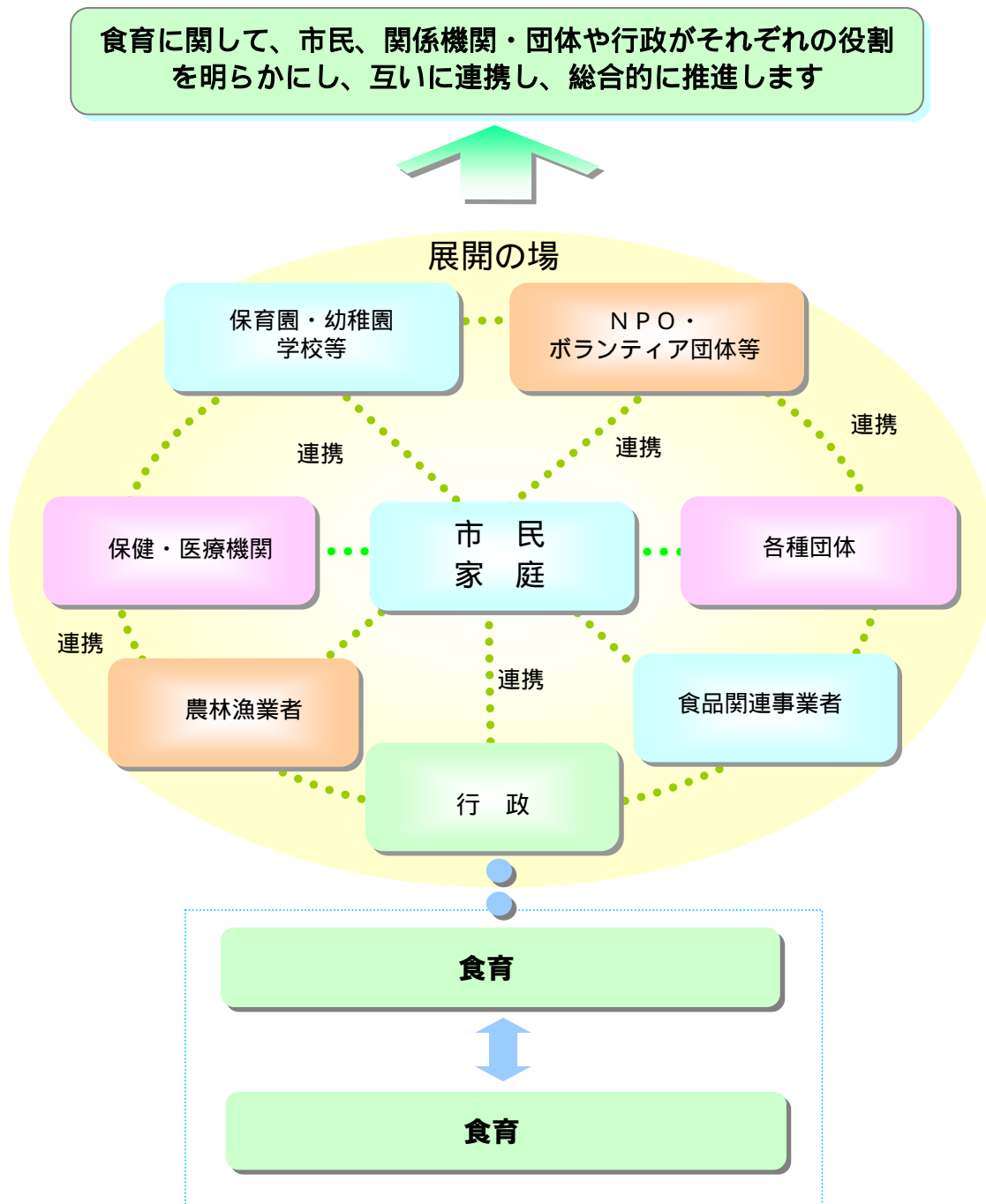
これらの組織は、その目的や役割が異なりますが、地域において食育に何らかの関わりをもって活動しています。

食育を地域の中で根づかせていくため、これらの関係機関、団体が、それぞれの役割を担いつつ、互いに連携し、地域の特性を活かしながら市民を支えていくことが求められます。

### (3) 行政の役割

本市は、食育を全市的な取り組みとするため、市民や関係機関・団体が主体的に活動するための環境整備を進めるとともに、食育が行政の施策だけではなく、民間の活動を取り込んだ全市的な取り組みとなるよう、市民、関係機関・団体とのネットワーク体制を形成していきます。

図 食育推進体制のイメージ図



碧南市食育推進会議

構成：食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者など

碧南市食育推進部会

構成：庁内関係部局の担当課長など